

報告第5号

令和6年度健全化判断比率及び資金不足比率について

令和6年度健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、監査委員の審査意見書を付して、次のとおり報告する。

令和7年8月25日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

1 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による
令和6年度健全化判断比率

(単位：％)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	9.6	29.3
12.51	17.51	25.0	350.0

備考

- 1 上段には本市の比率を、下段には早期健全化基準を記載した。
- 2 実質赤字比率、連結実質赤字比率は、該当がないため「—」を記載した。

2 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定による
令和6年度資金不足比率

(単位：％)

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0
工業用水道事業会計	—	
病院事業会計	—	
下水道事業会計	—	

備考

- 1 全ての会計において、資金不足比率の該当がないため、「—」を記載した。